

中学生のための

インターネットトラブルから
身を守るために

NPO 情報セキュリティ研究所



昨年度の全国で有害な情報にアクセスして被害にあった少年の数 **1540人**
そのうち フィルタリングを利用していなかった割合は **96.6%**
(警察庁調べ)
フィルタリングを設置して 安全なインターネット活用を行きましょう。

【インターネット社会とは】

インターネット社会の特徴の第一に
「発信の自由」

があります。

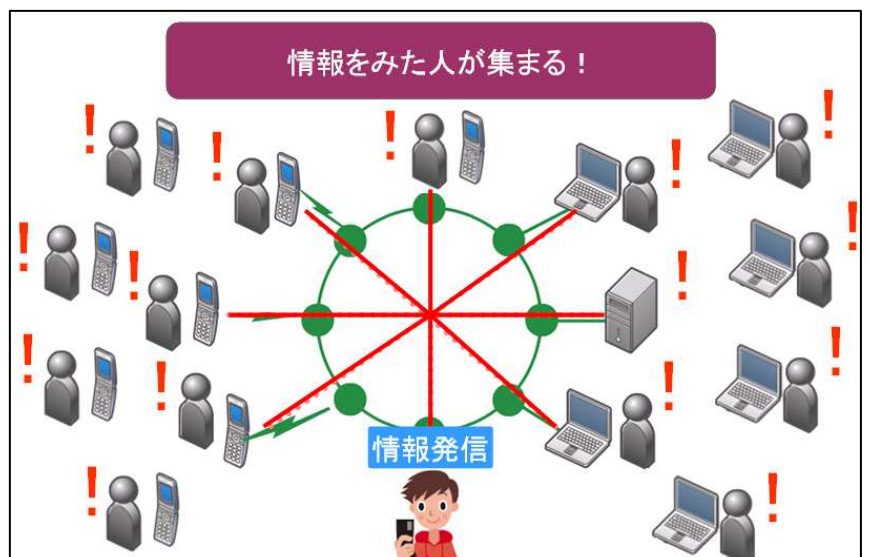
ほかのメディアのように、発信の前に審議を受けることもなく、発信者の自覚のみで情報を公開することになります。

しかし、そこは決して無法地帯でも仮想世界でもなく、**現実の法律が有効に働く世界**であることを忘れてはなりません。

ただ、公開している内容が、悪意の含まれないものであっても、決して保証されるものでなく

情報の真偽は自分で判断すること
自分の身は自分で守ること

という 利用者の**責任**がついて回ります。



昨今はやりの SNSやゲームサイトなどインターネットで情報を提供している人は、基本的に**自分で責任を取れる人**を想定して、サービスや情報を提供しているといえるのです。

【同意しますか？】

インターネットで各種のサービスを利用しようとする、必ずといって良いくらい「同意しますか？」と聞かれ、「同意します」をクリックしないと、先へ進めないような仕組みになっていることに、出会うでしょう。

「ポリシー」に 同意しますか？

「利用規約」に 同意しますか？

「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に 同意しますか？


時には英語で「Do you agree?」と 聞かれます。

これは 特定商取引法 第14条で「サービスを提供する側は、サービス利用申請・会員登録時に、利用者の同意意思を 確かめなければならない」とあるためです。

利用規約・プライバシーポリシー

- サービスなどを受けるに当たって、事前に承認すべきものとして規定されているルール。

「こういう決まりでサービスやモノを提供しますけどいいですね！
あとで文句言わないでくださいよ！」



コンテンツ提供側の 主張

この「利用規約」は 大概 細かい字で長い文章が書かれているので、パスしてしまう人も多そうですが、

「必ず読んでください」

と書かれているとおり、目を通す必要がある部分も多いです。

長い文章で読みにくいと思ったら

- ・ 契約成立の時期（お金が発生する瞬間）はいつか
- ・ 退会（解約）時・返品時の取り扱い方
- ・ 個人情報の取り扱い方
- ・ トラブルが起こったときの窓口・対処の仕方

だけでも 押さえておきましょう。

この利用規約も、すべてが法律にのっとって書かれているとも限らないので、「悪意を感じるような表記」があれば、サイトの利用を控える決断も必要です。

【年齢】

なお、中学生に人気のコミュニティサイトの場合であっても

「未成年の方が会員サービスをご利用になる場合には、法定代理人の同意が必要です。」

なお、本規約に同意した場合は、法定代理人の同意を得ているものとします。」

とし、

「会員登録後であっても、法定代理人等の同意を得ない登録の場合は、会員登録の留保・削除することがある」

(引用：NiccotTown 利用規約 <http://www.nicotto.jp/helptop/kiyaku.html>)

と書かれているように、未成年者の行為の多くは、「法定代理人」（保護者）の同意を必要とされます。

これは、「未成年者には十分な判断力を 持ち合わせていないことが多い」と仮定されることから、

未成年者の契約行為は原則として親権者等法定代理人の同意を必要とし、

同意がない場合には、契約を取消することができる

(民法 5条・105条)

と規定されていることに基づきます。

また、インターネット社会の中で、利用者の年齢制限をかけているサイトに出会うこともあるでしょう。

もし、この際、年齢を詐称して成人のように振舞った場合、先ほどの保護規定は はずされてしまいます。

民法 21条

未成年者等が「行為能力者であることを信じさせるため、詐術を用いたとき」は、その行為を取消することができない。

未成熟と思われることに腹が立つこともあるでしょうが、逆に、未成年の場合は、失敗しても取り返しがつくよう、保護されているということを 覚えておいて欲しいと思います。

そのためにも、保護者の方には、自分がインターネットでどんなサービスを利用しているのかは、伝えておく必要があるでしょう。

【書き込みには注意しよう】

ネットの向こう側には、どんな相手が座っているのか実際には見ることもできません。これまで自分の接してきた人とは違う考え方を持つ人かも知れません。


- ◆ あなたの言葉で傷つく人がいます。気をつけて発信しましょう。
- ◆ 人の揚げ足を取るような書き込みをする人や、わざと相手を怒らせて楽しむような人もいます。そんな人に腹を立てて人を威嚇するような言葉を書き込むと、あなたが加害者になってしまいます。冷静に判断して 行動しましょう。
- ◆ もしあなたが被害者になってしまったら、悪質な書き込みの場合は事情を説明すれば削除できます。周りの大人や先生に相談して、対処しましょう。

言葉使いに注意して！

ネットに書かれた内容は色々な人の目にふれます

ネットの向こうはどんな顔してるかな？

- ✚ 文字だけのやりとりでは細かい感情は伝わりにくいことを覚えておこう。
- ✚ 他人への嫌がらせや悪口はかかない
- ✚ 書き込む前に落ち着いて見直そう



【ネット上で誹謗・中傷・威嚇を行った場合】

- 「誹謗 (ひぼう)」 - 対象をそしりけなすこと。
- 「中傷 (ちゅうしょう)」 - 根拠もなく悪口を言うこと。
- 「威嚇 (いかく)」 相手を恐ろしがるために脅かすこと。

- ・ 悪質と思われる書き込みが発見された場合、サイトの運営者から警告や強制退会になることもあります。
- ・ さらにエスカレートした (いじめや脅迫、犯罪予告につながるような書き込み) 場合は、**補導**されます。

もっとエスカレートした場合は、**裁判に発展する**こともあります。

以下のような法律が適用されます。

- | | |
|------------|----------------------|
| 刑法・第 230 条 | (名誉毀損) |
| 刑法・第 231 条 | (侮辱) |
| 刑法・第 233 条 | (信用毀損・業務妨害) |
| 刑法 第 222 条 | (脅迫罪) |
| 民法・第 709 条 | (不法行為による損害賠償) |
| 民法・第 710 条 | (慰謝料/精神的な損害の賠償) |
| 民法・第 723 条 | (慰謝料/名誉を傷つけられた場合の賠償) |

等々

【個人情報の公開や、ネット上の知り合いには注意が必要！】

インターネットの特徴の一つに「匿名（とくめい）性」があります。

本名でなくハンドルネーム（ネット上のニックネーム）のほうが投稿しやすいという利点があるからです。

ところがそのルールを利用して、他の実在の人の名前やハンドルネームを使ってイタズラの書きこみをするケースがあります。名前を使われた人はとてもいやな気持ちになるので、これは絶対にしてはいけません。書きこみの内容によっては犯罪になることもあります。実際、掲示板に書きこみをして逮捕された人は何人もいます。

また、コミュニティサイトの掲示板やメールでは、男が女になりすまして相手をからかったり、大人が子どもになりすましてさそい出そうとしたりすることがあります。

あなたは、その人の書き込みから、いい人だと安心するかもしれませんが、そう思わせているだけのことも多いのです。実際会ったらお金を取られたとか、イタズラされたなどの被害がなくなりません。

ネット上の人物は、簡単に信用できる関係ではないということは、頭に入れておきましょう。

【ネット利用に必要な3つの力+1】

先ほども述べましたが、インターネット社会というのは、「自己責任」の部分の大きい世界です。

そのためにも、自分自身に力をつけていかななくてはなりません。

□**判断力**—ネットの情報の正否、危険性の有無などを見極める判断力が必要

□**責任力**—ネット社会は自己責任が原則、自分の行動について自分で責任を取れる責任力が必要

□**自制力**—興味本位や好奇心などで行ったことが思わぬ犯罪やトラブルになることがあるため自制力が必要

この3つの力は、それぞれ重要ですが、これらを行使するためにはもう一つ欠かせない要素があります。

それが、「**冷静に考える力・想像力**」です。

- ・ 自分が行った行為がどのような**結果**を生じさせるか
- ・ その結果に「**責任**」が負えるか

上記2点を **冷静に考えて、結果を想像し、**

「**責任**」が**負えない**と「**判断**」したら、「**自制**」して絶対に行わない

【インターネットトラブルに巻き込まれてしまわないための予防策】

- 知らないサイトにアクセスする時は要注意！
- 必要以外にクリックをむやみにしない
- 「利用規約」を必ず読む
- フィルタリングサービスの利用

【インターネットトラブルに巻き込まれてしまった場合】

困ったときの対処の仕方としては、まず、身近な大人（保護者や先生等）に相談してください。

まず、そのトラブルが、インターネット特有のトラブルなのかどうかということも、大人社会の眼で判断する必要があります。

大人は、貴方たち中学生からみたら、インターネットのこともわからないネット音痴かもしれません。

しかし、現実の社会では、あなたたちの倍以上生きてきた経験があり、トラブルの対処の仕方に関しては貴方たちよりも長けているといえるでしょう。

※けっして、自分で解決しようと、トラブル先にメールや電話等を直接しないで下さい。

【引用・参考資料】

平成 24 年 3 月 15 日発表 警察庁 広報資料	http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h23/pdf01.pdf
国民生活センター	http://www.kokusen.go.jp/ncac_index.html
子どもたちのインターネット利用について考える会	http://www.child-safenet.jp/
ウィキペディア フリー百科事典	http://ja.wikipedia.org
e-ネットキャラバン 「インターネット・携帯電話の安全な使い方」	http://www.e-netcaravan.jp/pdf/newtextprint.pdf